



第4章
計画の推進



1. 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、推進体制の整備が重要です。

本市では、庁内組織「男女共同参画施策推進本部」を昭和63年（1988年）に設置し、男女共同参画施策の総合的調整と積極的な推進を図ってきました。平成22年（2010年）には本部員を増員し、体制を強化しました。

今後も、庁内全体が意識を持って計画を推進できるよう、推進本部員、幹事、実務担当者会議を定期的を開催するとともに、推進本部を通じた庁内の意識啓発に努めます。

男女共同参画社会実現のためには、まず、市役所が男女平等・男女共同参画実践のモデルとなるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*や職場での男女の人権の尊重、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取り組みを積極的に進めていきます。

職員が、市民へのサービス提供のさまざまな場面で、固定的な性別役割分担意識に基づいた対応や取扱いをしていないか見直せるよう、教職員を含むすべての職員に対して啓発・研修を行い、庁内や関係施設に「男女平等・男女共同参画意識」を徹底させます。

2. 条例に基づく施策の推進

平成16年（2004年）7月1日に、本市における男女共同参画施策推進の基本となる「東大阪市男女共同参画推進条例」が施行され、市、市民、事業者、教育関係者それぞれが果たす役割がうたわれています。

男女共同参画社会の実現をそれぞれが自分たち自身の課題としてとらえ、一体となって取り組んでいくことが重要です。このため「東大阪市男女共同参画推進条例」に基づく施策を着実に推進するとともに、市民、事業者、教育関係者に向けてさまざまな機会をとらえて、条例を周知し、条例の基本理念の浸透を図ります。

計画を推進する上での役割

国の役割	男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (男女共同参画社会基本法 第8条)
大阪府の役割	基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置*を含む。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。 (大阪府男女共同参画推進条例 第4条)
東大阪市の役割	男女共同参画の推進を重要な政策として位置づけ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。 (東大阪市男女共同参画推進条例 第4条) 東大阪市立男女共同参画センターを男女共同参画施策を推進するための拠点施設とする。 (東大阪市男女共同参画推進条例 第18条)
教育関係者の役割	家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 (東大阪市男女共同参画推進条例 第7条)
市民の役割	職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 (東大阪市男女共同参画推進条例 第5条)
事業者の役割	男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保、職業生活における活動と家庭生活における活動を両立して行うことができる職場環境の整備等により、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。 (東大阪市男女共同参画推進条例 第6条)

3. 計画の進捗管理

男女共同参画に関する事業の進捗状況を把握・評価することは、市の男女共同参画の推進度合いを明らかにすると同時に、施策の推進における課題を見つけ、より効果的な取り組みに発展させることにつながります。

それぞれの事業に対して目標を設定し、可能な範囲で成果指標を設定します。これらをもとに、計画の進捗管理を継続して実施していきます。また東大阪市男女共同参画推進条例第12条に基づき、その結果を市民に情報公開します。

その基礎資料となる各種統計や調査については、男女別数値の把握ができるよう、関係各課が男女共同参画の視点を持って整備するよう努めます。

4. 男女共同参画社会づくりの拠点の充実

男女共同参画センターは、男女共同参画に関する情報提供、市民活動グループなどへの自主的な活動の場の提供、相談、調査研究など、多様な機能を有する、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設です。

現在、男女共同参画センター・イコーラムにおいては、「情報」「交流」「学習」「自主活動支援」「相談」を5つの柱として取り組んでいるところですが、市民には認知度が低いため、男女共同参画拠点として、もっと活用されるように努めます。

特に、男女共同参画社会をつくるための基盤となる、女性のエンパワメント*に向けた支援や、女性のネットワークづくりと女性の人材の育成支援を強化するとともに、子育て世代や若者、男性に向けた事業の充実を図ります。

また、市民が気軽に男女共同参画について考えることができる、身近な拠点施設となるような取り組みの工夫とともに、イコーラムの存在を積極的にPRしていきます。

一方、イコーラムの一つの目的である「交流」については、引き続きイコーラムを拠点として活動する登録団体や市民グループそれぞれの活動の充実を図るとともに、これらの活動団体と一般市民や事業者、大学、地域活動団体、行政などをつなげるコーディネーターとしての役割を果たすことで、協力関係を構築し、市民主体の男女共同参画の推進を支援していきます。